

計画書

西三河都市計画地区計画の変更（幡豆町決定）

西尾幡豆都市計画門内地区計画を西三河都市計画門内地区計画に改める。

名 称		門内地区計画	
位 置		幡豆郡幡豆町大字西幡豆字中央台の全部及び字京田、字入前の各一部 (平成23年4月1日より西尾市に合併)	
面 積		約 7.8 ha	
区 又 域 は の 保 整 全 備 の 開 方 発 針	地区計画の目標	本地区は、幡豆町のほぼ中央の名鉄西幡豆駅の北東0.8 kmに位置し、土地区画整理事業の施行により、幹線道路、公園等の公共施設及び宅地の整備が進められている。 また、今後整備が進んでいく中で、幹線道路沿いの商業化が見込まれる地域である。 このため、必要な用途規制を行い、良好な市街地形成を図ることを目標とする。	
	土地利用の方針	幹線道路沿いは、地区住民の利便性を考慮し、商業・業務施設地区としての沿道の活性化を図る。その他の地区については、低層住宅としてゆとりある住宅環境の形成と合理的な土地利用を図る。	
	建築物等の整備の方針	1. A地区 良好な住環境の形成とその維持保全を図るため、建築物の用途の制限を行う。 2. B地区 大規模商業施設、沿道型サービス店等の便利施設を誘導するため、建築物の用途の制限を行う。	
地区 区 分	地区の名称	A 地区	B 地区
		地区の面積	約 6.1 ha
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの。 3 共同住宅、寄宿舎又は下宿 4 公民館 5 神社、寺院、教会その他これらに類するもの。 6 診療所 7 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物。 8 前各号の建築物に附属するもの。	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 工場(パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋などの食品製造工場で軽微なものは除く。) 2 ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設。 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの。 4 ホテル又は旅館 5 自動車教習所 6 畜舎
建築物等に関する事項			

「区域、地区の区分、壁面の位置の制限及び土地利用の制限の区域は計画図表示のとおり」